



AWARDING



J A 共済 優績 L A 全国 表彰 受賞

池田支店 涉外担当者・濱中泰行氏が優績者として表彰されました。



J A バンク 優績店舗 全国 表彰 受賞

櫻井谷支店が優績店舗として表彰されました。



土壤分析の 実施

J A 大阪北部では、7月9日(火)営農生活部本店会議室にて管内の組合員から回収した圃場の土を土壤分析しました。事前に申し込みがあった支店購買担当職員による土壤分析結果の説明や営農指導を行いました。



夏野菜の 基礎栽培 講習会



J A 大阪北部では、6月25日(火)営農生活部本店会議室にて、農産物直売所の出荷者を対象に夏野菜の基礎栽培講習会を開催しました。講習会では営農担当職員が講師となり、きゅうりの仕立て方、ナスの剪定方法、スイカの適期収穫についての基礎的な栽培方法などの座学の後に、実際に実習圃場に移動して、剪定の実習を行いました。

新卒採用 企業説明会 開催

J A 大阪北部では、7月3日(水)、4日(木)の2日間、2020年度入組を検討する学生を対象に「企業説明会」を千里阪急ホテルにて開催しました。説明会では、経営理念や事業説明、先輩職員による体験談を交えた業務内容の説明を行いました。座談会形式の質疑応答では学生からの質問に対しても先輩職員が丁寧に答えていました。



夏野菜の栽培出前授業

J A 大阪北部では、7月11日(木)から18日(木)にかけて、夏野菜の栽培出前授業を行った管内4つの小学校2年生と5年生合わせて12クラス396名の児童を対象に児童が自ら育てた夏野菜を使って調理実習を行いました。児童は5月の植え付けやその後の水やりなどの管理を通して、野菜栽培の楽しさや難しさを学びました。児童は「野菜は嫌いだったけど、自分で育てた野菜は美味しかった。」と話してくれました。

農業講座中級編



現地視察研修会の開催



能勢栗の防除作業



農産物検定研修会



農産物検定

J A 大阪北部では、7月11日(木)から18日(木)にかけて、夏野菜の栽培出前授業を行った管内4つの小学校2年生と5年生合わせて12クラス396名の児童を対象に児童が自ら育てた夏野菜を使って調理実習を行いました。児童は5月の植え付けやその後の水やりなどの管理を通して、野菜栽培の楽しさや難しさを学びました。児童は「野菜は嫌いだったけど、自分で育てた野菜は美味しかった。」と話してくれました。

職員がラジコン操縦体験



J A 大阪北部では、7月24日(水)農業講座中級編第3期の受講者を対象に現地視察研修会を開催しました。当日は「ひらかた独歩ふあーむ」にて露地栽培で栽培するイタリアントマトのソバージュ栽培や、「にしかわ農園」にて飲食店との契約栽培をしているハウストマトの栽培を視察し、京都府京田辺市にある直売所「普賢寺ふれあいの駅」の見学を行いました。



J A 大阪北部では、8月8日(木)営農生活部本店会議室にて、農産物検査員を対象に米の鑑定研修会を開催しました。管内特産品である米の検査を実施する秋に向けて、農産物検査員の技術向上と適正かつ画一的な検査を行うことを目的に、等級鑑定と銘柄鑑定を行いました。



TOPICS
その9

能勢人形浄瑠璃鑑賞会

J A 大阪北部女性協議会では、6月22日（土）に地域の伝統文化に触れ、その魅力を理解し伝えていくことを目的に能勢人形浄瑠璃鑑賞会を開催しました。当日は能勢町の自家牧場で丹精込めて肥育した上質の黒毛和牛が楽しめる「牛福」にて昼食を楽しんだのち、能勢町にある淨るりシアターにて能勢人形浄瑠璃を鑑賞しました。

女性協議会 豊中支部



女性協議会豊中支部では、6月28日（金）庄内支店会議室にて「手芸講習会」を開催しました。今回はビーズネックレス作りに挑戦し、夏らしい爽やかなビーズネックレスを完成させました。

手芸講習会を開催 女性協議会 研修会



平岡 和子さん

TOPICS
その12

女性協議会 役員研修旅行

J A 大阪北部女性協議会では、7月11日（木）から12日（金）にかけて、山陰方面へ役員研修旅行を行いました。1日目は「花のれん春秋秋灯 烏取シティホテル店」にて鳥取の郷土料理と、「山本おたふく堂」にて鳥取銘菓「ふろしき饅頭」を堪能した後、「足立美術館」にて美しい庭園と横山大観のコレクションを見学しました。宿泊は玉造温泉「佳翠苑皆美」にてゆっくりとした時間を過ごしました。2日目は「出雲大社」を参拝し、「島根ワイナリー」にて地元産の芳醇なぶどうで作られたワインの試飲や見学をしたのち、鳥取県境港「大漁市場なかうら」にて海の幸と山陰の「逸品」の買い物を楽しみました。

TOPICS
その13

第34回 箕面まつり パレード



女性協議会箕面支部では、7月28日（日）に行われた第34回箕面まつりのパレードに参加しました。箕面市役所から箕面駅までの約1キロの間、「新箕面音頭」の曲に合わせて踊りを披露しました。お揃いの紺と白の涼しげな浴衣姿にしなやかな踊りで、沿道の観客とともに楽しみました。

TOPICS
その14

女性協議会 箕面支部 手作り味噌 講習会

女性協議会箕面支部では、8月6日（火）農産物直売所2階会議室にて手作り味噌講習会を開催しました。厚生産業株式会社系統営業部の宮崎宏之佐氏を講師に招き、大豆水煮、米麹、塩を使って手作り味噌造りを行ったポイントや管理方法などを通じてJ Aと地域のつながり強化に努めたことを報告しました。



年金友の会

年金友の会 能勢支部 能勢東部会 総会・日帰り 親睦旅行

年金友の会能勢支部能勢東部会では、7月5日(金)淡路島方面へ総会及び日帰り親睦旅行を行いました。日本遺産にも認定されている由緒ある伊弉諾神宮を参拝したのち、「たこせん」ついで「里」で買い物を楽しみました。洲本温泉「海月館」において総会を開催したのち、昼食は同施設にて旬の海の幸を堪能しました。

TOPICS
yo16

10

経営研究会 南豊島支部 一泊旅行



TOPICS
17

17

年金友の会

TOPICS
+19

10

実行組合長会 南豊島支部 日帰り旅行

実行組合長会南豊島支部では、8月5日(月)滋賀県方面へ日帰り旅行を行いました。夕方から滋賀県へ向かい、ブランド和牛である近江牛の老舗「岡喜本店」にて近江牛のしゃぶしゃぶを堪能しました。



相続法の改正について [第3回]

磯野・岩本・住原法律事務所 大阪市北区西天満5-9-5谷山ビル4階 (TEL:06-6364-7238)

弁護士 磯野 英徳
弁護士 鐵谷 卓也

第2、特別寄与料

現行法では、相続人が被相続人の介護等をしたことにより被相続人の財産を増加させたり減少をくいとめた場合は、それを「特別の寄与」とみて、それに応じた財産を取得することができます。これが「寄与分」といいます。しかし、例えば相続人(例えば夫)の死亡後、相続人の配偶者(その妻)がどれだけ被相続人(例えは夫の父)の介護等をしても、相続人ではないために、その配偶者には「特別の寄与」は認められず、寄与分を取得することはできませんでした。

改正法では、①相続人以外の被相続人の親族、相続人の配偶者、甥姪、被相続人の配偶者の連れ子などが、

この制度は、既に2019年7月1日から施行されており、被相続人が死亡したのが2019年7月1日よりも前でも、単独で出金が可能です。

現行法では、預貯金も遺産分割の対象となるため、遺産分割協議が成立するまでの間は、原則として被相続人名義の預貯金を相続人が法定相続分に応じた額であつても単独で出金することはできませんでした。そのため、葬儀費用や家族の当面の生活費等を出金できないというケースがありました。

今回の改正で、預貯金債権額(口座ごと)×3分の1×法定相続分の金額(同一の金融機関に対しては合計150万円が上限)であれば、単独で

第3、おわりに

今回ご紹介した制度の他にも、遺留分の侵害については金銭債権の請求に一本化されること、法定相続分を超える相続の効力を第三者に対抗するためには常に対抗要件が必要になることなど、様々な改正がありますので、注意が必要です。

産分割自体は相続人のみで行われます。内縁の配偶者は、被相続人の親族には当たらないため、特別寄与料の請求をするることは出来ませんが、別の法律構成により金銭の支払を請求できる場合があります。

この制度は、2019年7月1日から施行されており、それ以降に被相続人が死亡した場合に適用されます。

対し、100万円ずつ請求できる」と
になります。

第1、遺産分割前の相続預貯金の 引出し

9 HokuHoku October